

答 申

令和 2 年 3 月 3 1 日

千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会

令和元年度は、千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度に基づき、初年度として6件の支援事業を採択し、支援を行いました。一部の事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や規模・期間の短縮等がなされましたが、実施された支援事業においては、新たな夜間のにぎわい創出や普段の夜とは異なる都市空間づくりにつながる、有意義なものであったと評価しています。

令和2年度においては、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」におけるナイトイベントのモデルケースを構築していく、という観点から、将来のナイトタイムエコノミー推進につながる事業であれば、夜間に絞ることなく幅広い時間帯で実施される事業を支援すべきであると判断しました。

そのような考えの下、公募を行い、応募のあった8事業の内、審査の結果5事業について、支援すべきであると判断しました。なお、支援にあたり、事業内容の磨き上げや改善により、さらにより良い事業としていただきたく、それぞれの課題、改良点及び改善点に応じた交付条件を付与しました。

採択された5事業は、緊急事態宣言の発出等、新型コロナウイルス感染症の影響を多分に受けたものの、オンライン開催の併用等、開催に向けた努力をした結果、他の多くのイベントが中止になる中、全事業が実施されました。

プロモーション不足や収益源の確保等に課題が残った事業もありましたが、全事業が概ね計画通り実施され、モデルケースとなり得る成功した事業もあったものと考えます。

従って、全事業について、報告された精算額を補助金の確定額とすることが妥当であるものと判断しました。

令和3年3月23日に開催した、第5回審議会において、令和2年度のこれまでの経過を踏まえ、また、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれること等を勘案し、令和3年度支援制度のスケジュールや募集要項、審査要領等について審議をいたしました。

審議の結果、諮問のあった令和3年度支援制度のスケジュールについては、国の基本的対処方針に基づくイベント開催指針等に留意し、状況に応じて柔軟な対応が必要なものと考えますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時期に合わせた事業の募集を行うことも踏まえ、諮問通りのスケジュールで実施することが適切であると判断します。

令和3年度の募集及び審査については、募集要項及び審査要領の一部を後述のとおり追記修正の上、募集・審査を実施することが適切であると判断します。

令和3年度においても、引き続き「ウィズコロナ」「ポストコロナ」におけるナイトイベントのモデルケースを構築していく、という観点と、人々の感性を刺

激したり、非日常の経験を提供したりすることで、人々の行動の変化を促し、新たな消費文化を生むことを目指すというナイトタイムエコノミー推進の中心的命題から、将来のナイトタイムエコノミー推進につながる事業であれば、夜間に絞ることなく幅広い時間帯で実施される事業を支援するべきと考えております。

また、オンライン開催の場合、単にオフライン開催の代替としてオンライン配信を導入するのではなく、オンラインならではの工夫や取り組みを取り入れた事業等、モデルケース構築につながる、新たな取り組みにも期待しています。

なお、審議の際に出されました、令和3年度の募集・審査・支援制度運用に当たっての意見や要望もあわせて記載しておりますので、市におかれましては十分検討・精査の上、この制度が令和3年度も民間事業者の意欲醸成に資するものとなり、もって千葉市における将来の魅力的な空間づくりや地域経済活性化に大きく資する事業として成長させていく事を要望します。

ただし、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれるとともに、国や県から新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐべく、イベント開催制限等が課されておりますので、状況を鑑み、事業の実施にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただくとともに、場合によっては、支援決定事業者と協議の上、事業の中止または延期を検討していただく等、柔軟に対応していただくことをあわせて要望します。

1 募集要項（案）について

諮問の募集要項（案）については、少額応募枠及び中大規模応募枠について、以下のとおり追記修正の上、実施することが適切であるものと判断します。

なお、募集開始時期や募集テーマ、対象事業等については、概ね了承するものであります。

（１）少額応募枠（案）について

「10 審査（２）オ 審査基準」について

「消費につながる仕組み」について、事業の実現性や継続性、地域への経済波及効果等につながる評価項目であることを勘案し、配点を増点修正すること。

また、特別評価項目における「千葉市内及び近隣の大規模イベントと連動した事業」について、今後の新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模イベントの開催可否が変動する可能性を勘案し、配点を減点修正すること。

（２）中大規模応募枠（案）について

前述、（１）少額応募枠（案）の追記修正にあわせる形で記載を追記修正すること。

2 審査要領（案）について

諮問の審査要領（案）については、審査基準について、以下のとおり追記修正の上、実施することが適切であるものと判断します。

なお、審査方法や審査件数については、概ね了承するものであります。

（１）少額応募枠（案）について

前述、（１）少額応募枠（案）の追記修正にあわせる形で記載を追記修正すること。

（２）中大規模応募枠（案）について

前述、（１）少額応募枠（案）の追記修正にあわせる形で記載を追記修正すること。

3 その他の検討事項（意見・要望）

その他、募集や今後の事務、支援制度の運用にあたっては、以下の点を検討いただきますよう、お願いします。

- （１）これまでの２年間の支援制度運用から、支援決定事業者のみの事業運営よりも、市内事業者等とのマッチングにより、事業の可能性が広がると考えられる事業もあったため、支援決定事業者からの要望があれば、市内事業者等とのマッチング支援を行うことを要望します。
- （２）これまでの２年間の支援制度運用から、支援決定事業者のみの事業運営では、プロモーションや収益源の獲得等に課題が見受けられる事業がありました。支援事業をさらにより良いものとするため、国（観光庁）における「夜間・早朝の活用による新たな時間市場の創出事業」の運用実績を参考に、外部の専門家によるアドバイザー制度の導入を検討していただくこと、かつ、来年度においては、別途予算の拡充をしていただき、中大規模事業でトライアルとして実施していただくことを要望します。